

大槌町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1 大槌町は、岩手県ふるさと振興総合戦略及び大槌町地方創生総合戦略に基づき、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、岩手県と共同して行う移住支援事業において、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下、「東京圏」という。）から大槌町に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、岩手県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。移住支援金の申請をする日の属する年度の4月1日に18歳未満であった子が移住者の世帯に属する場合は、該当子1人につき**最大100万円**を加えた額を支給する。

(対象者要件)

第3 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)～(6)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(7)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- 1 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。
- 2 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- 1 平成31年4月1日以降に転入したこと。
- 2 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

3 大槌町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件次に掲げる事項の全てに該当すること。

- 1 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 2 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- 3 その他岩手県又は大槌町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件

1年以内に岩手県地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金（以下、「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。

(4) 専門人材に関する要件

国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した移住者で、次に掲げる要件を全て満たすもの。

- (ア) 前項ア、エ、カ、キに掲げる要件に該当すること。
- (イ) 目的を達成した後に解散することを前提とした事業その他の離職が前提となっている事業への参加でないこと。

(5) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 当該移住者が所属する企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、町内に生活の本拠を有し、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 地方創生テレワーク交付金（地方創生テレワーク交付金制度要綱（令和3年2月9日付け府地創第34号）に基づく交付金をいう。）を活用した取組みにおいて、当該移住者が所属する企業等から資金が提供されていないこと。

(6) 関係人口に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- (ア) 大槌応援団（大槌ファン）に登録している者
- (イ) 移住相談会等に参加したのちに移住した者
- (ウ) 移住体験ツアーに参加したのちに移住した者
- (エ) お試し地域おこし協力隊に参加したのちに移住した者
- (オ) 地域おこし協力隊インターンに参加したのちに移住した者
- (カ) 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者

(7) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4 移住支援金の申請者は、大槌町移住支援金交付申請書（以下「申請書」という。）に別紙「大槌町移住支援金交付申請必要書類」に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに大槌町移住支援金交付決定通知書（様式3）により、当該申請者に通知する。審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再発行)

第7 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、再発行申請書（様式4）を町長に提出しなければならない。

(再発行決定及び通知)

第8 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに大槌町移住支援金交付決定通知書〔再発行〕（様式5）により、当該申請者に通知する。

(報告及び立入調査)

第9 岩手県及び大槌町は、大槌町移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、大槌町移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岩手県及び大槌町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した大槌町から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した大槌町から転出した場合

(雑則)

第11 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、岩手県と大槌町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。ただし、改正後の大槌町移住支援金交付要綱の規定は、令和3年9月1日以降に転入した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月28日から施行する。ただし、改正後の大槌町移住支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以降に転入した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。改正後の規定については、令和5年4月1日以降に転入した者について適用する。